

米子市社会福祉協議会役員及び評議員等報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、米子市社会福祉協議会役員及び評議員等に対する報酬等を支給するために必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員、評議員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

(1) 会長に支給する報酬等は報酬のみとし、月額 80,000 円とする。

(2) 常勤役員については、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、報酬の額は月額 283,300 円とする。通勤手当は職員の例による。なお、会長が必要と認めた場合は、退職金を支給することができる。

(3) 非常勤役員、評議員等がその職務のため、会議に出席したときは、次の表の支給基準及び支給額とする。

| 役 職 名 | 支 給 額 |
|--------|-------------------------|
| 理 事 | 会議等出席 1 回につき、2, 0 0 0 円 |
| 監 事 | 会議等出席 1 回につき、2, 0 0 0 円 |
| 評議員 | 会議等出席 1 回につき、2, 0 0 0 円 |
| その他の委員 | 会議等出席 1 回につき、2, 0 0 0 円 |

(報酬等の支給方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、米子市社会福祉協議会職員の例による。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 6 月 20 日開催の評議員会で承認。

附 則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月22日から施行する。